

山口県報

平成19年
10月12日
(金曜日)



子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十六号

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県で、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いである。

一方、急速な少子化の進行は、家族の構成や雇用形態の変化と相まって、山口県の将来に対して、子どもを育成する環境の悪化、地域の活力の低下等の県民生活の全般にわたる深刻な影響をもたらすことが懸念される。

こうした状況に歯止めをかけ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、これを構成するすべての人が、それぞれの責任と役割を果たして、結婚、出産及び子育てに対する不安の軽減、職業生活と家庭生活との両立を妨げている諸要因の解消等を図ることが重要である。

目 次

条例	1
子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例	1
市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例	六
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	八
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	九
下関漁港管理条例等の一部を改正する条例	一
開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	二
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例	二

ここに、私たちは、子どもや子育てを社会全体で愛情を持ってやさしく見守り、かつ、支えることができる社会を実現するために共に力を合わせて取り組んでいくことを決意し、そのような取組の積み重ねが、やがて風土や住みよさとして、親から子へ、子から孫へと受け継がれていくことにより、山口県らしい子育ての文化が創造されることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的に推進し、もって子育てに関する豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「子育て支援・少子化対策」とは、県民が安心して子どもを産み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、及び子どもの成長を愛情をもってやさしく支えることができる社会を実現するために行われる取組をいう。

(基本理念)

第三条 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利が尊重されること及び子どもの利益が考慮されることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、子どもの成長の程度に応じて、その意見が適切に反映され、及びその主体的な取組が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場（以下「社会全体」という。）において、これを構成するすべての者が相互に子育てを支援することを旨として、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもを産み、育てる者がひとしく支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

6 子育て支援・少子化対策は、これまでの地域における取組の成果を有効に活用して、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、

及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第五条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 父母その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、かつ、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもに対し生活のために必要な習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てについて支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者間の相互理解の促進に特に配慮しなければならぬ。

(社会全体における県民等の連携及び協力)

第八条 県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)は、社会全体において子育て支援・少子化対策を推進するに当たっては、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(県民運動)

第九条 県民等は、子育て支援・少子化対策が地域の特性を生かして行われるようにし、かつ、社会全体において子どもの成長及び子育てを支える気運の醸成を図るための活動(以下「県民運動」という。)を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民運動が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第十条 県民は、毎月第三日曜日を標準として、おおむね毎月一回以上、一定の日を定めて、家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ

合い、その他家族のきずなを深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 事業者又は県民若しくは事業者の組織する民間の団体は、毎月第三日曜日を標準として、おおむね毎月一回以上、一定の日を定めて、前項の規定による取組を支援する取組をするよう努めるものとする。

3 県は、毎年、期間を定めて、家庭の日(前二項の規定により県民等が定める日をいう。)(の趣旨について啓発活動を行うものとする。
(基本的施策)

第十一条 県は、子育て支援・少子化対策の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 社会を構成するすべての者が結婚、出産及び子育てを支える気運を醸成すること。

二 子どもの心身の成長過程に応じた保健医療サービスの充実及び家庭における健康の増進を図ること。

三 子どもを生み、育てる者の負担の軽減を図ること。

四 子どもに社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるとともに、子どもの豊かな心及び健やかな身体をはぐくむこと。

五 職業生活と家庭生活との両立を支援すること。

六 地域において子育てを支援する体制及び住宅、公園その他の生活環境を整備すること。

七 市町及び県民等と共同して子どもの安全の確保及び健全な育成を図ること。

(計画の策定等)

第十二条 知事は、前条に定める施策その他の子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育て支援・少子化対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)(を策定しなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 子育て支援・少子化対策の推進に関する施策についての基本的な方針

二 子育て支援・少子化対策の推進に関する目標

三 子育て支援・少子化対策の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)(の意見を聴かなければならぬ

い。

5 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(事業者の報告)

第十三条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(推進体制の整備)

第十四条 県は、市町及び県民等と連携しつつ、子育て支援・少子化対策に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十六条 知事は、毎年、県議会に、子育て支援・少子化対策の推進の状況及び子育て支援・少子化対策に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県子育て文化審議会)

第十七条 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 子育ての支援に関する団体を代表する者

三 事業者を代表する者

四 労働者を代表する者

五 市町の長を代表する者

六 関係行政機関の職員

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十七号

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(土木事務所設置条例の一部改正)

第一条 土木事務所設置条例(昭和二十三年山口県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表美祢土木事務所の中、「美祢郡」を削る。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第二条 県税事務所設置条例(昭和二十五年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表宇部県税事務所の中、「美祢郡」を削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第三条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県美祢警察署の項管轄区域の欄中、「美祢郡」を削る。

(山口県社会福祉事務所設置条例の一部改正)

第四条 山口県社会福祉事務所設置条例(昭和二十九年山口県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中部社会福祉事務所の中、「美祢郡 阿武郡」を「阿武郡」に改める。

(山口県水産事務所等設置条例の一部改正)

第五条 山口県水産事務所等設置条例(昭和三十五年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県防府水産事務所の項中、「美祢郡」を削る。

(山口県児童相談所条例の一部改正)

第六条 山口県児童相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表山口県中央児童相談所の項中、「美祢郡」を削る。

(山口県保健所条例の一部改正)

第七条 山口県保健所条例(昭和三十九年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県宇部環境保健所の項中、「美祢郡」を削る。

(山口県立高等学校等条例の一部改正)

第八条 山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立美祢高等学校の項中、「美祢郡秋芳町」を「美祢市」に改める。

(山口県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第九条 山口県家畜保健衛生所条例(昭和四十三年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県中部家畜保健衛生所の項中、「美祢郡」を削る。

(山口県少年自然の家条例の一部改正)

第十条 山口県少年自然の家条例(昭和四十七年山口県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中、「美祢郡美東町」を「美祢市」に改める。

(山口県自然公園施設条例の一部改正)

第十一条 山口県自然公園施設条例(平成七年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県秋吉台ビジターセンターの項中、「美祢郡美東町」を「美祢市」に改める。

(山口県農林事務所設置条例の一部改正)

第十二条 山口県農林事務所設置条例(平成十年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県美祢農林事務所の項中、「美祢郡」を削る。

(山口県芸術村条例の一部改正)

第十三条 山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「美祢郡秋芳町」を「美祢市」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十四条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「、美東町、秋芳町」を削り、同表第十八号の二中「岩国市」の下に「、美祢市」を加え、「、美東町、秋芳町」を削り、同表第二十六号の二及び第二十九号中「、平生町及び秋芳町」を「及び平生町」に改め、同表第三十四号の五中「、美東町、秋芳町」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年三月二十一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十八号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号卜中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改める。

別表第三十二号口及び八を次のように改める。

口 法第三十一条の二第二項第十五号八又は第十六号二の認定をすること。

八 法第六十二条の三第四項第十五号八又は第十六号二の認定をすること。

別表第三十二号の二口及び八を次のように改める。

口 法第三十一条の二第二項第十五号八又は第十六号二の認定をすること。

八 法第六十二条の三第四項第十五号八又は第十六号二の認定をすること。

別表第三十三号の二中「ウ」を「井」に改め、同号中井をノとし、ネからウまでをナから井までとし、同号ツ中「第四十七条第五項」の下に「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中ソをネとし、同号ソ中「第四十七条第四項」の下に「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中ソをツとし、同号レ中「第四十七条第二項」の下に「（法第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中レをソとし、同号タ中「（法」の下に「第三十四条の二第二項及び」を加え、同号中タをレとし、口からヨまでをハからタまでとし、イの次に次のように加える。

口 法第三十四条の二第一項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の協議をすること。
 別表第三十四号口中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同号八中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、別表第十二号、第三十二号及び第三十二号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県条例第四十九号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の5の表十七の項を次のように改める。

山口県知事 二 井 関 成

温泉のゆう出を目的と		土地の掘削の許可 ゆう出路の増掘又は 動力の装置の許可	一件につき 一件につき	十二万円 十一万円
------------	--	-----------------------------------	----------------	--------------

十七 掘削した土地の 等に関する可 事務に許可する	土地掘削許 可申請等手 数料	温泉の利用の許可 土地の掘削、ゆう出 路の増掘、動力の装 置又は温泉の利用の 許可を受けた者の地 位の承継の承認	一件につき 一件につき	三万五千元 七千四百円
------------------------------------	----------------------	---	--------------------	--------------------

別表第一の8の表二十六の項中「又は第十二項ただし書」を、「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に、「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同表二十七の項中「又は同条第三項の規定による建築物の高さ」を、「同条第三項の規定による建築物の高さ又は同条第七項の規定による建築物の用途」に、

建築物の容積率に 係る制限の適用外 に係る認定	一件につき	二万七千円	を
-------------------------------	-------	-------	---

建築物の容積率に 係る制限の適用外 に係る認定	一件につき	二万七千円	に、「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の
建築基準法第六十八 条の五の二の規定に よる建築物の容積率 に関する特例の認定	一件につき	二万七千円	

五の五第一項」に、「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の5の表十七の項の改正規定 平成十九年十月二十日
- 二 別表第一の8の表二十六の項の改正規定（「又は第十二項ただし書」を、「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に改める部分に限

る。) 及び同表二十七の項の改正規定 (「 又は同条第三項の規定による建築物の高さ」 を「、同条第三項の規定による建築物の高さ又は同条第七項の規定による建築物の用途」 に改める部分に限る。) 平成十九年十一月三十日

下関漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十号

下関漁港管理条例等の一部を改正する条例

(下関漁港管理条例の一部改正)

第一条 下関漁港管理条例(昭和三十年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十一条第一項」を「法第三十七条の二第四項」に改める。

(山口県漁港管理条例の一部改正)

第二条 山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第十三条の二 甲種漁港施設を利用し、占用し、又は使用しようとする者が、法第三十七条の二第四項の規定により当該甲種漁港施設の貸付けを受けている場合には、第十一条から前条までの規定は、適用しない。

(下関漁港地方卸売市場条例の一部改正)

第三条 下関漁港地方卸売市場条例(昭和四十八年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十一条第一項」を「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十七条の二第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十一号

開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

開発行為等の許可の基準に関する条例（平成十三年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第八号の三及び第八号の四」を「第三十四条第十一号及び第十二号」に改め、「第三十一条ただし書」を削る。

第三条の表中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に、「同条第八号の二、第八号の四又は第十号」を「同条第十号、第十二号又は第十四号」に改める。

第四条の見出し中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同条第一項及び第二項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改める。

第五条の三を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十二号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立盲学校の項から山口県立萩養護学校の項までを次のように改める。

山口県立萩総合支援学校	萩市
山口県立豊浦総合支援学校	下関市
山口県立下関総合支援学校	下関市
山口県立下関南総合支援学校	下関市
山口県立宇部総合支援学校	宇部市
山口県立山口総合支援学校	山口市
山口県立山口南総合支援学校	山口市
山口県立防府総合支援学校	防府市
山口県立德山総合支援学校	周南市
山口県立周南総合支援学校	周南市
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町
山口県立岩国総合支援学校	岩国市

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

平成十九年十月十二日
印刷發行

發行
行人所

山口
口
県
知
事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）